

令和5年度第3回市川市介護保険地域運営委員会 会議録

1. 開催日時

令和6年3月22日（金）14時00分～15時15分

2. 開催場所

市川市役所第1庁舎5階 第4委員会室

3. 出席者

【委員】

伊藤委員（委員長）、高木委員（副委員長）、淡路委員、大野委員、西川委員、
疋田委員、渡邊委員

（欠席者3名）

【市川市】

尾瀬介護保険課長、奥野地域包括支援課長 ほか

4. 傍聴者

0名

5. 議事

- （1）令和6年度地域包括支援センターについて（諮問）
 - ①令和6年度地域包括支援センター基本指針・運営指針
 - ②令和6年度地域包括支援センター事業計画
- （2）介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について（報告）
- （3）令和6年度介護給付適正化事業について（報告）
- （4）介護予防支援事業者の指定について（報告）
- （5）地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）
- （6）その他

6. 配付資料

- ・諮問書（写）
- ・会議次第
- ・資料1－1
令和6年度市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）
基本指針・運営指針（案）
- ・資料1－2
令和6年度 市川市高齢者サポートセンター事業計画（案）

- ・資料 2
介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について
- ・資料 3
令和 6 年度介護給付適正化事業について
- ・資料 4－1
介護予防支援事業者の指定について
- ・資料 5
地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について
- ・当日配布資料 1（資料 4－2）
介護予防支援事業者の指定について
- ・当日配布資料 2（資料 6）
【抜粋】第 9 期 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

7. 議事録

(14 時 00 分開会)

発言者	発言内容
	(議題(1)について、福祉部長より諮問を行った。) 議題(1) 令和 6 年度地域包括支援センターについて(諮問) ① 令和 6 年度地域包括支援センター基本指針・運営指針 ② 令和 6 年度地域包括支援センター事業計画
伊藤委員長	それでは、ただいまの諮問を受け、議題(1)「令和 6 年度地域包括支援センターについて」、①令和 6 年度地域包括支援センター基本指針・運営指針、②令和 6 年度地域包括支援センター事業計画について審議いたします。事務局より説明をお願いします。
地域包括支援課長	(資料 1－1 から資料 1－2 に基づき説明)
伊藤委員長	ただいま、事務局より説明がありました。このことについて、何かご質問やご意見がありましたら、お願いします。

伊藤委員長	今回の診療報酬改定の中で、DX 加算というものが出てきています。要するに、ICT を使って連携をした場合に算定できる仕様となっているのですが、その算定対象となる ICT があるかといえば、今のところないという気がしています。国がこのような加算を出したということは、ICT による連携が求められてくるということではないかと思います。 介護分野では、市川市はカナミックを利用していますが、それが ICT 連携といえるかどうかについて疑問があります。近々、カナミックも電子証明をすることになったとのことですが、それはカナミック内に限ったものであり、法的な電子証明ではないのではないのでしょうか。 そのようなものが認められるように、市として動いてくれると良いですが、介護報酬に DX 加算があるかを問わず、先を睨んでも、そのような点を意識することが重要であると存じます。
地域包括支援課長	ご指摘いただいた DX 加算に係る ICT を活用した場合の考え方について、来年度からカナミックに電子証明を導入いたしますが、こちらはセキュリティ向上のためのものとなっております。したがって、電子証明が加算の対象となるかどうかについては、不明でございます。 また、市として ICT の活用はどのようなものが望ましいかについて、カナミックについては、その方向性の一部として考えておりますが、カナミックの利用が DX 加算の対象となるかどうかは確認してまいります。
伊藤委員長	カナミックが始まったときから、やがてカナミックが公的なものになるかと期待していたものの、一向に進みません。そうこう言っているうちに、このような加算で出てきたので驚いているところです。課題としての認識をお願いいたします。
伊藤委員長	他にご意見等はありませんでしょうか。
渡邊委員	包括的・継続的ケアマネジメント業務について、質問とお願いがございます。 保護司なども関係がある話ではありますが、これから先、心理的な病を抱えている人が地域に増加する可能性がある中で、年齢が 65 歳を超えていない場合、高齢者サポートセンターが関わることができない部分があると思います。 具体的には、高齢者サポートセンターではなく、ソーシャルコミュニティワーカーを通じて話を進めていくのではないかと考えておりますが、地域における介護支援専門員のネットワークの活用というところで考えると、現実的にはどのような関わりを持てるのでしょうか。 (続き)

渡邊委員	性格的な癖(くせ)が病気として認定される時代になっておりますので、今後はそのような人々がどんどん増えていくのではないかと思います。 地域に関わりがないような方に対し、市として積極的に関わりを持ってほしいところでございます。
地域包括支援課長	冒頭に保護司というお言葉もあったように、「65歳未満の方で精神的なお困り事を抱えているために、地域生活を営むのが難しい方がいるのではないか」というご指摘かと存じますが、市川市におきましては、今年度7月より重層的支援体制整備事業、本市においては「よりそい支援事業」という名前で呼んでおりますが、そのような事業を開始いたしました。 こちらは、日常生活を営むうえで、高齢者だけでなく複雑化した多様な問題を抱えた人々に対し、「どのような専門機関が、どのように役割分担をして関わっていけば良いか」を整理し、一体的に支援していくためのものです。 ご指摘いただきましたとおり、これまでは、高齢者サポートセンター単体では支援の対象とならなかった方がいらっしゃるかもしれません。 例えば、8050(ハチマルゴーマル)の方々のように、50代で精神疾患をお持ちの方への関わり方についてですが、高齢者サポートセンターがそのような世帯を把握した場合は、よりそい支援事業と連携して問題を解きほぐし、然るべき支援機関へ繋ぐといった対応をいたします。 高齢者サポートセンターだから高齢者だけを支援するわけではなく、世帯を丸ごと支援するにあたり、どのような支援方法が適切なのか等について、重層的に支援するための枠組みを設けたところでございます。 事業を開始して間もないため、様々な課題があるかと思いますが、地域で生活するうえでどのような支援が必要なのか、皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。
渡邊委員	ありがとうございます。初めの一步というところでしょうか。ひとつのターミナルとして考えていくものと理解いたしました。
伊藤委員長	その他に質問などはございますでしょうか。 (意見なし)
伊藤委員長	それでは他に質問等はないようですので、審議を終結したいと思います。事務局より補足等がありますでしょうか。

介護保険課長	みなさま、ご意見をいただきありがとうございました。 いただきましたご意見を踏まえ、答申書については本日の議題終了後にご提示させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議がないことを確認)
伊藤委員長	それでは、ご意見がございませんので、議題(1)「令和6年度地域包括支援センターについて」、妥当としてよろしいでしょうか。 承認の方は、挙手をお願いします。 (挙手を確認)
伊藤委員長	それではご承認をいただきましたので、次の議題に移ります。 議題(2) 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について(報告)
伊藤委員長	議題(2)「介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について」、事務局より説明をお願いします。
地域包括支援課長	(資料2に基づき説明)
伊藤委員長	ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。 (意見なし)
伊藤委員長	それでは、次の議題に移ります。 議題(3) 令和6年度介護給付適正化事業について(報告)
伊藤委員長	議題(3)「令和6年度介護給付適正化事業について(報告)」について、事務局より説明をお願いします。

介護保険課長	(資料3に基づき説明)
伊藤委員長	ただいま、事務局より説明がありました。 それでは委員の皆様からご質問やご意見等ございますでしょうか。
伊藤委員長	「ケアマネからケアプランが届かない」という指摘がありますが、ケアプランの提出は法で定められているという認識で間違いはないでしょうか。
介護保険課長	はい。間違いございません。
伊藤委員長	協議会等で度々話題となっておりますが、コロナ禍の4年間で新人研修ができなかった関係で、新しいケアマネジャーへの研修不足を感じております。ケアマネ内部で改善を図っていかないといけないですが、ケアマネの資質向上事業については、現在どのような状況なのでしょうか。
地域包括支援課 入江主幹	当課にて資質向上事業を行っており、ケアマネジャーに対する研修を年に4回ほど市が主催となって開催しております。その他、それぞれの高サポで地域のケアマネ向けに研修を実施しており、それらを通じて資質向上の支援をしております。
伊藤委員長	ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。 ケアプランについては、プラン1つとっても非常にボリュームがあるため、ケアマネへの業務負担が大きいです。国で決められている形式を動かすことはできないと思いますが、簡素化が可能なものについては、市独自の負担軽減事業としてお考えいただきたいものでございます。大野委員から何かございますでしょうか。
大野委員	ケアマネは、加算を取るために様々な書類を作成し、様々な訪問を行うため激務です。 今回の改定でも、居宅介護支援事業に処遇改善加算はありませんでしたので、介護職員からケアマネになった場合、給料が減るという状況になってしまいました。ケアマネの資格は取りましたが、ケアマネになる気はありませんという声もあります。ただでさえ、ケアマネの成り手が少なくなっている状況ですので、環境の整備が必要です。
	(続き)

大野委員	また、今までケアマネの新人研修は、介護支援専門員協議会ではなく介護保険事業者連絡協議会の居宅部門にて開催しておりました。介護保険事業者連絡協議会が今年の3月で終了してしまいますので、介護支援専門員協議会にて研修を実施していかなければならないと考えておりますが、さらに業務が増えることになります。 様々な面で検討していかなければならない時代になったと感じております。
伊藤委員長	ケアマネの数が足りていないために、ケアマネが見つからず介護サービスの提供が滞ってしまうという実態もありますので、この辺も含めて検討していただきたいです。 主治医の意見書についても、問題提起がございます。認定結果について、当初は電話にて主治医へ結果が通知される仕様になっていたものの、個人情報の問題で、文書で郵送されていた時期があるかと思います。 事業方針として、現在はどのような状況になっておりますでしょうか。
介護保険課長	現在は文書の送付も行っておりません。検討を重ねております。
伊藤委員長	このことについて、「主治医意見書を求めておきながら、決定の通知がないというのはおかしいのではないか」という厳しい意見もございます。 我々はケアマネジャーの作成したケアプランを見ることで判定結果を知るか、ご本人からお聞きするかという状況になっておりますので、この辺を検討していただきたいです。
伊藤委員長	その他、委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。 (意見なし)
伊藤委員長	それでは、次の議題に移ります。
	議題（４）介護予防支援事業者の指定について(報告)
伊藤委員長	議題（４）「介護予防支援事業者の指定について(報告)」について、事務局より説明をお願いします。

介護保険課長	(資料4に基づき説明)
伊藤委員長	ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。
	(意見なし)
伊藤委員長	それでは、次の議題に移ります。
	議題（５）地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について (報告)
伊藤委員長	議題（５）「地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について(報告)」について、事務局より説明をお願いします。
	(非公開のため省略)
	議題（６）その他
伊藤委員長	それでは議題（６）「その他」に移りますが、本日「その他」の議題はありますでしょうか。
事務局	本日、「その他」の議題として、「第９期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」についてございます。
伊藤委員長	議題（６）「第９期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」について、事務局より説明をお願いします。
地域包括支援課長	(資料6に基づき説明)
伊藤委員長	ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。

伊藤委員長	(意見なし) それでは答申に移りますので、事務局からお願いいたします。
事務局	(答申準備及び休憩) 皆様、お待たせいたしました。それでは、委員会を再開いたします。 本日の議論を踏まえて、伊藤委員長より答申書をいただきます。 伊藤委員長、福祉部長、よろしくお願いいたします。
伊藤委員長	(議題(1)について、委員長より答申を行った。) それでは、答申を終了させていただきます。 以上をもちまして、令和5年度第3回市川市介護保険地域運営委員会を終了いたします。
終了	

(15 時 15 分閉会)